

一般社団法人沖縄県サッカー協会 運営規定

第1章 総則

(目的)

第1条 本規程は、一般社団法人沖縄県サッカー協会(以下「本協会」という)の定款第49条の規定により、本協会の運営に関し必要な事項を定める。

(公益財団法人日本サッカー協会への加盟)

第2条 本協会は、沖縄県におけるサッカー界を代表する唯一の団体として、公益財団法人日本サッカー協会(Japan Football Association、以下「JFA」という)に加盟する。

(遵守義務)

第3条 本協会に加盟又は登録する団体(加盟チーム、各種の連盟及び準加盟チーム)並びに個人(選手、監督、コーチ、審判及び役職員その他の関係者)は本規程及びこれに付随する諸規程並びに加盟する公益財団法人日本サッカー協会「JFA」の基本規程を遵守する義務を負う。

第2章 組織

(組織)

第4条 本協会の加盟登録団体は、沖縄県内に所在する第1種、第2種、第3種、第4種、女子、シニア、フットサル及びビーチサッカー、団体(チーム)で、公益財団法人日本サッカー協会に加盟登録された団体(チーム)とする。

第3章 役員

(顧問及び参与)

第5条 定款第28条に定める顧問及び参与の中から、必要ある場合、名誉会長、特別顧問を置くことができる。

第4章 役員及び各専門委員長の選任

(役員及び各専門委員長を選任)

第6条 本協会の理事及び監事は、正会員の中から、社員総会の決議により選任する。

- 2 会長、副会長、専務理事、常務理事の業務執行理事は、理事会の決議により理事の中から選定する。
- 3 理事及び監事は、相互に兼ねることはできない。
- 4 各専門委員長は各専門委員会が推薦し、業務執行理事会の議を経て理事会の決議、選任により、会長が委嘱する。

第5章 役員の職務

(役員の職務)

第7条 会長は本協会を統括し、本協会の代表理事とする。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、これを代理する。
- 3 専務理事は理事会の決定に基づき本協会の会務を執行する。
- 4 常務理事は専務理事を補佐し、専務理事に事故あるときは、これを代理する。
- 5 理事は理事会を組織し、本協会の会務を執行する。
- 6 事務局長は、専務理事を補佐し、日常の事務を行う。
- 7 会計長は、専務理事を補佐し、本協会の会計事務を行う。
- 8 監事は、本協会の財務及び業務執行の監査を行う。

(取引の制限)

第8条 理事が次の各号に掲げる取引をしようとする場合、その取引について重要な事実を開示し、業務執行理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする本協会の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにする本協会との取引
- (3) 本協会がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における本協会とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、業務執行理事会に報告しなければならない

(責任の免除又は限定)

第9条 本協会は、役員が「法人法」第198条において準用される第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

2 本協会は、外部役員との間で前項の賠償責任について、法令で定める要件に相当する場合には賠償責任を限定する契約を、理事会の決議によって締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、金10万円以上で予め定めた額と法令の定める最低限度額とのいずれか高い額とする。

(特任理事)

第10条 本協会の運営を円滑に行うため、理事会の承認を得て、特別な任務を有する特任理事を若干名、置くことができる

- 2 特任理事は、理事会に出席し、意見を述べ、質疑に応じることができる。ただし、議決権は有しない。
- 3 特任理事は、その就任時に満60歳未満でなければならない。ただし、その再任時に満60歳以上であっても、1任期に限り就任が認められる。

第6章 役員任期及び定年制

(役員任期及び定年制)

第11条 役員任期は1期2年とし、同一役員任期年数は、5期10年以内とする。但し、理事会において、特に必要と認められた場合は1任期に限り延長することができる。

- 2 副会長、常務理事、事務局長及び会計長の任期年数は、制定しない。
- 3 役員は、その就任時に、会長及び副会長は満70歳未満、その他の役員は、満65歳未満でなければならない。

第7章 会議

(会議の種類)

第12条 本協会の会議は、社員総会、理事会、業務執行理事会、専門部会、専門委員会、3役会議及び顧問会議とする。

(総会)

第13条 社員総会は、本協会の最高議決機関として、正会員をもって構成する。

- 2 社員総会は本協会の定款「第4章社員総会の第12条～第20条」の規定による。

(理事会)

第14条 理事会はすべての理事及び監事をもって構成する。

- 2 理事会は本協会の定款「第7章理事会の第29条～第36条」の規定による。

(業務執行理事会の設置)

第15条 本協会に、会長、副会長、専務理事、常務理事、による業務執行理事会を置き、次の事項を審議決定する。但し、必要に応じ各専門委員長を加えることができる。

- (1) 社員総会・理事会に付議する事項。
- (2) 社員総会・理事会の議決した事項の執行に関する事項。
- (3) 社員総会・理事会の議決で委任された事項。
- (4) その他会長が付議した事項。

(業務執行理事会の開催)

第16条 業務執行理事会は、毎月2回以上、会長が招集する。

- 2 業務執行理事会は会長が必要と認めたととき、会長が招集する。
- 3 業務執行理事会は業務執行理事の半数以上の出席がなければ開会することはできない。但し、委任状を提出し、代理人を指名し、表決を委任することができる。

(専門部会)

第17条 専門部会は、専門部員で構成し、担当副会長が議長となり、会務に必要な事項を審議し、決定する。

- 2 本協会の会務にかかる重要な事項については、業務執行理事会の議を経て理事会の承認を得るものとする。

(専門委員会)

第18条 専門委員会は、専門委員で構成し、委員長が議長となり、会務の執行に必要な事項を審議し、決定する。

- 2 本協会の会務にかかる重要な事項については、業務執行理事会の議を経て理事会の承認を得るものとする。

(3役会議)

第19条 3役会議は、会長、副会長及び専務理事をもって構成する。

- 2 3役会議は、必要に応じ会務執行に必要な重要事項を審議し、理事会、業務執行理事会に提言を行う。

(顧問会議)

第20条 顧問会議は、顧問、参与、会長、副会長、専務理事で構成し、会長が招集し議長となる。

- 2 顧問会議は、本県サッカー界の展望や課題等について、理事会に助言する。

第8章 第3者委員会の設置及び会務

(第3者委員会の設置)

第21条 本規程およびこれに付随する諸規程(以下「本規程等」という)に対する違反行為(競技及び競技会に関するものを除く)について調査、審議した報告書を業務執行理事会へ提出し、紛争の和解あつせんを行うため、第3者委員会を設置する。

- 2 第3者委員会は、委員長及び若干名の委員をもって構成する。
- 3 委員はサッカーに関する経験と知識を有し、または学識経験を有する者で公正な判断ができるもののうちから、業務執行理事会の承認を経て会長が任命する。
- 4 第3者委員会は、委員長が招集し、その議長となる。
- 5 第3者委員会は2名以上の出席がなければ、会議を開きまた議決をすることができない。
- 6 第3者委員会の議事は出席者の過半数をもって決定する。可否同数のときは委員長の決するところによる。
- 7 委員長に事故あるときは、委員のうちから互選された者が、その職務を代行する。

(第3者委員会の会務)

第22条 第3者委員会が所管する事項は、本協会に加盟する団体、個人及び本協会の役職員等の違反行為について本規程等に関する権利、義務に関わる以外の紛争を、当事者の申立に基づき第3者委員会が和解をあっせんするものとする。

第9章 専門委員会の組織及び会務

(専門委員会の設置)

第23条 本協会は、事業の遂行のため、専門委員会を置く。

- 2 専門委員会は、委員長及び若干名の委員をもって構成する。
- 3 各専門委員会の委員長及び委員は、本協会役員、地域及び市町村サッカー協会役員のほか、協会の事業に関し、知識、経験及び熱意を有する者のうちから、各専門委員会が推薦する。
- 4 各専門委員長の任期は1期2年とし、任期年数は5期10年以内とする。但し、理事会において、特に必要と認めた場合は1任期に限り延長することができる。
- 5 各専門委員会は、それぞれの委員長が招集し、その議長となる。
- 6 各専門委員会は、所管事項に関し、理事会の諮問に応じて答申を行い、または諮問を待たずして意見を具申するほか、理事会の決定に従い、所管事項に関する事業を実施する。
- 7 2つ以上の専門委員会の所管事項に該当する事項については、合同委員会を開催し、または委員長間で協議したうえ、理事会に付議するものとする。
- 8 専門委員会の内、本協会の規律・フェアプレー委員会は、規律・フェアプレー委員長、専務理事、担当常務理事、審判委員長及び当該専門委員長で構成する。
- 9 各専門委員会の組織の統合及び変更については業務執行理事会で審議し、理事会の承認を経て変更することができる。
- 10 各専門委員会は、事業の実施に関してあらかじめ本協会事務局と密接な連絡をとり、事務の円滑な遂行を図らなければならない。
- 11 各専門委員会は支援事業・補助事業等において、事業における旅費規程を制定することができる。但し、「各専門委員会旅費規程」の制定においては理事会の承認を得るものとする。

(専門委員会の会務)

第24条 専門委員会の会務は、次のとおりとする。

- (1) 規律・フェアプレー委員会
 - ア フェアプレーに関する事項。
 - イ 競技及び競技会に関連する違反行為に対する調査・審議及び懲罰案の決定。
 - ウ 競技会等の実施要項の確認、審査、指導に関すること。
- (2) 第1種委員会
 - ア 1種登録チーム、選手の登録、競技、普及発展に関すること。
 - イ 社会人連盟及びミドル連盟に関すること。
 - ウ 全日本サッカー選手権(天皇杯)の運営に関すること。
- (3) 第2種委員会
 - ア 2種登録チーム、選手の登録、競技、普及発展に関すること。
 - イ 高校、ユースに関すること。
- (4) 第3種委員会
 - ア 3種登録チーム、選手の登録、競技、普及発展に関すること。
 - イ 中学、クラブユース(U15)に関すること。

- (5) 第4種委員会
 - ア 4種登録チーム、選手の登録、競技、普及発展に関すること。
 - イ 4種に関すること。
- (6) 女子委員会
 - ア 女子登録チーム、選手の登録、競技、普及発展に関すること。
 - イ 女子に関すること。
- (7) キッズ委員会
 - ア キッズ年代の普及発展に関すること。
 - イ キッズに関すること。
- (8) フットサル委員会
 - ア フットサル登録チーム、選手の登録、競技、普及発展に関すること。
 - イ フットサル連盟に関すること。
 - ア ビーチサッカーの普及発展に関すること。
 - イ ビーチサッカーに関すること。
- (9) 大学委員会
 - ア 大学登録チーム、選手の登録、競技、普及発展に関すること。
 - イ 大学連盟に関すること。
- (10) 県リーグ委員会
 - 県リーグの運営に関すること。
- (11) シニア委員会
 - ア シニア登録チーム、選手の登録、競技、普及発展に関すること。
 - イ シニア連盟に関すること。
- (12) 審判委員会
 - ア 競技会の審判及び審判員の派遣に関すること。
 - イ 審判員の育成、強化講習会の開催に関すること。
 - ウ 公認審判員の資格審査に関すること。
 - エ 審判インストラクターに関すること。
 - オ フットサル・ビーチサッカー審判、審判員の育成に関すること。
 - カ 審判員登録に関すること。
- (13) 技術委員会
 - ア 競技力向上に関すること。
 - イ 指導者の育成、養成に関すること。
 - ウ 公認指導者の資格審査に関すること。
 - エ 県代表、選抜チーム選手の選考、強化に関すること。
 - オ 国体の競技力向上、選手の強化、派遣に関すること。
 - カ トレーニングセンター活動に関すること。
- (14) 医学委員会
 - 医事、生理の検討、指導者の指導に関すること。
- (15) 市町村サッカー委員会
 - ア 市町村サッカー協会に関すること。
 - イ 県民体育大会に関すること。
- (16) 障がい者サッカー委員会
 - 障がい者サッカーに関すること。

第10章 競技

(競技の定義)

第22条 県内において開催される競技会の組織並びに運営に関する事項を、次のとおり定める。

- 2 本会の開催する競技会の用語の意義は、次の各号に定めるところによる。
 - (1) 主催は、本会の名義において試合、イベント等(以下「試合等」という)を開催すること。
 - (2) 共同主催(共催)は、共同の名義において、試合等を開催すること。
 - (3) 主管は、試合等の運営において、委託を受けて実施すること。
 - (4) 後援は、他者の主催する試合等を支援すること。(ただし、金銭その他経済的援助は伴わないこと)
 - (5) 協力は、他者の主催する試合等に物品を供与し、又は一定の許諾を与える等の方法により協力すること。
 - (6) 特別協賛(冠協賛)は、他者の主催する試合等に金銭その他経済援助を行い、その代償として、自己の名称、商標等を、試合等の名称に使用する権利を得ること。
 - (7) 協賛は、他者の主催する試合等に金銭その他の経済援助等を行い、その代償として一定の権利を得ること。
 - (8) 公認は、他者の主催する試合等又は他者の製造・販売する用具、施設その他の物品を公式なものとして許諾すること。
 - (9) 推薦は、他者の製造・販売する用具、施設その他の物品等の存在を、サッカー界又は本協会にとって良質又は好ましいものとして認知すること。
- 3 試合等の開催を、他者と共催、後援等で行なう場合は、原則として試合等の告知の前に業務執行理事会において協議を完了しなければならない。
- 4 本協会の開催する試合等の要項には、次のことを明示しなければならない。
 - (1) 大会名称
 - (2) 主催者名
 - (3) 後援の具体的方法
 - (4) 会期及び会場
 - (5) 参加資格
 - (6) 競技の方法
 - (7) 表彰の方法
 - (8) 参加料
 - (9) 運営の組織と責任者
 - (10) 懲罰(大会規律委員会の構成を含む)
 - (11) その他
- 5 本協会は主催する試合等を地域市町村のサッカー協会等に委託することができる。

第11章 表彰

(表彰)

第26条 本協会の発展に寄与し、貢献した個人又は団体に対し、敬意及び謝意を表することを目的として表彰を行う。

- 2 対象
本協会が表彰する対象者は、次のとおりとする。
 - (1) 本協会の役員(2期以上、但し表彰時に年齢が満50歳に達している者とし現理事は省く)顧問、参与
 - (2) 加盟チーム及び役員、指導者、選手
 - (3) 審判員及び審判指導員

- (4) その他本協会の運営に多大な貢献をした者
- 3 対象者の条件
本協会は、対象者が次のいずれかに該当する場合表彰する。
 - (1) 選手の指導、育成に顕著な貢献をしたとき。
 - (2) 審判員等として永年にわたり、競技運営に貢献したとき。
 - (3) 競技役員として永年にわたり、競技運営に貢献したとき。
 - (4) チーム又は選手として顕著な成績をあげたとき。
 - (5) その他上記に準ずる行為があったとき。
- 4 表彰者の決定は、業務執行理事会にて推薦し、理事会の決議を経て行う。
- 5 表彰は表彰状を授与してこれを行なう。ただし記念賞等を加授することができる。
- 6 本協会登録チーム又は選手として顕著な成績を挙げたときは、前項による外、次による。
【チーム】※()内はビーチサッカー・フットサルの大会
 - (1) 九州協会主催大会で、優勝チーム5万円(3万円)、準優勝チーム3万円(2万円)を加授する。
 - (2) 日本協会主催大会で、優勝チーム20万円(5万円)、準優勝チーム15万円(3万円)3位チーム10万円を加授する。
 - (3) 日本代表に選出された、県内に住所を有する個人及び県出身者、又は県協会が認めた場合には最高5万円(フットサル3万円、ビーチ2万円)まで加授する事ができる。
【選手】※同年度同一人物においては一回限りとする。
- 7 指導者として顕著な成績を挙げたときは、次による。
 - (1) 前項(2)に該当したチームの監督に、最高5万円まで加授することができる。
 - (2) 理事会において、決議、承認されたものに限り、金一封を加授することができる。
 - (3) 上記、(1)・(2)については、年齢及び本協会の現役職を問わないものとする。
- 8 加授する金額については、業務執行理事会にて決定するものとする。

第12章 補助金

(補助金)

第27条 本協会は加盟チームに対し補助金を支給することができる。

- 2 補助金は実施事業会計から支出する。
- 3 本協会が支給する補助金は以下のとおりとする。
 - (1) 日本・九州サッカー協会の主催する競技会(長期に及ぶリーグ戦は除く)に参加する県代表チームに対し参加料相当額を支給する。ただし、県、学校、市町村等の補助がある場合は適用しない。
 - (2) その他理事会において承認されたものについて補助金を支給する。

第13章 会計

(収入費目)

第28条 本協会の経費は、以下のものを以ってあてる。

- (1) 登録料、受講料及び、入会金、年会費
- (2) 大会等参加料
- (3) 助成金及び補助金、支援金
- (4) 大会開催事業収益
- (5) 寄付金及び、協賛金、広告収入
- (6) その他

(会計年度)

第29条 本協会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(会計の種類)

第30条 本協会の会計は実施事業会計とその他会計及び法人会計とする。

- 2 実施事業会計は、理事会で実施事業会計に繰り入れることを決定した会計とする。
- 3 本協会の資産は専務理事が管理し、うち現金等は理事会の決定を経て、定期預金とする等、確実な方法により保管する。
- 4 本協会の会務の執行に要する経費は実施事業会計、その他会計、法人会計から支弁する。
- 5 本協会の事業計画及び収支予算は、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。
- 6 本協会の事業報告及び収支決算は、毎事業年度終了後3箇月以内に、会長が定款第39条第1項の書類を作成し、監事の監査を受けた上、理事会の承認を受けなければならない。
- 7 前項において理事会の承認を受けた書類は定時社員総会へ提出、並びに報告し、承認を受けなければならない。
- 8 会計の収支の種類及び費目は別表1・2・3に定める。
- 9 本協会に会計長及び、各専門委員会に会計担当委員をおき、会計を行う。
- 10 会計担当委員は各専門委員会で選任する。
- 11 本協会の収入は、会計長が行い、支出は会計長及び各会計担当で行う。
- 12 運営費及び、必要とする経費は、業務執行理事会の承認により事前に支出することができる。
- 13 会務の必要において、業務執行理事会の承認により必要経費を支出することができる。

第14章 事務局

(事務局の設置)

第31条 本協会は、会務を執行するために、事務局を置き、職員は有給とすることができる。

- 2 職員の勤務規程(給与、勤務時間等)を会長が別に定める。
- 3 職員の任免は、会長が行う。

(書類帳簿の備え)

第32条 本協会は、定款第47条各号に定める帳簿及び書類の他、次の書類、帳簿を備える。
但し、これら書類、帳簿等は電磁的方法に代えて備えることができる。

- ア 入退会規程
- イ 運営規程、旅費規程
- ウ 社員、役員、専門委員、顧問、参与、職員の名簿及び異動に関する書類
- エ 総会、理事会、業務執行理事会、専門部会、専門委員会その他等の議事に関する書類
- オ 収入支出に関する帳簿及び、証拠書類(原本保存)
- カ 主催行事の計画、報告、記録に関する書類
- キ 日本・九州サッカー協会及び、沖縄県、沖縄県体育協会等関係機関との関係書類
- ク 登録に関する書類
- ケ 広報活動、その他に関する書類

第15章 事務局の組織及び業務

(事務局の組織及び業務)

第33条 事務局は、事務局長、会計長、事務局員で構成する。

- 2 事務局は、専務理事のもと、対外関係機関との連絡、調整を行い、事務、各種書類、帳簿の保管管理、会計出納等、総務を統括する。

第16章 旅費

(旅 費)

第34条 本協会の会務の執行のため、出張する場合旅費を支給する。

- 2 旅費支給基準は旅費規程を別に定める。

第17章 慶弔

(慶 弔)

第35条 役職員等の慶弔については、下記の各号のとおり取り扱うものとする。

- (1) 1ヶ月以上に及ぶ病気及び不慮の災害を被った場合は見舞金をおくる。
- (2) 死亡の場合は、生花一对または香典として15,000円を供する。
- (3) 役職員等の父母、配偶者及び子どもが死亡した場合は、生花一对を献花する。
- (4) その他必要な場合は、業務執行理事会で協議の上決定する。

第18章 会長公印

(会長公印の使用)

第36条 本協会の公印及び使用区分は次のとおりとする。

- (1) 表彰用印(大) 表彰状
- (2) 代表協会長用印(中・角印) 登記印、公文及び対外文書、領収証、請求書等
- (3) 銀行用印 協会長銀行用印(丸印)

- 2 会長印(中・角印)の押印は、専務理事又は事務局長にて確認の上、押印をする押印を必要とする場合は、「会長印使用伺い書」に必要事項を記入し、提出する。押印後は、「写し」を保管する。

第19章 改正

(改 正)

第37条 本規程の改正は、理事会の議決を経て、これを行う。

第20章 附則

(施 行)

第38条 本規程は、2014年4月1日から施行する。

(改 正)

2015年3月25日(2015年4月1日施行)

(改 正)

2020年3月26日(2020年4月1日施行)

別表1 経常収益(収入費目)

コード	勘定科目名	細目	項目	会計区分
4311	受取入会金	正会員入会金 賛助会員入会金	正会員、賛助会員	法人会計
4321	正会員受取会費	正会員年会費	正会員	法人会計
4323	賛助会員受取会費	賛助会員年会費	賛助会員	法人会計
4324	受取登録料	チーム・選手登録料 審判・指導者登録料	県協会受取分	その他会計
4211	大会参加料	競技会等参加料	各大会参加料	実施事業会計
4212	講習会受講料	講習会等受講料 その他	審判・指導者・その他	その他会計
4216	各種大会等受託料	運営委託費 その他	公財)日本サッカー協会 その他	実施事業会計、 その他会計
4217	企業協賛金	運営費 その他	特別協賛費	実施事業会計
4219	競技会開催収益	入場料収入等	高校選手権 NIKKEI 杯、その他	実施事業会計
4332	競技力向上対策	競技力向上対策強化費	公財)沖縄県体育協会	実施事業会計
4333	日本協会関連事業	フェスティバル事費、 競技大会開催補助金	公財)日本サッカー協会	実施事業会計
4334	日本協会各種支援金	ミッション関連事業、	公財)日本サッカー協会	実施事業会計 法人会計
4342	国民体育大会助成金	国民体育大会派遣旅費	公財)沖縄県体育協会	実施事業会計
4343	県民大会助成金	県民体育大会主管委託料	公財)沖縄県体育協会	実施事業会計
4344	その他受取助成金	受取助成金		実施事業会計
4371	受取利息	受取利息		事業・法人会計
4379	雑収入	雑収入		事業・法人会計

別表2 事業費(支出費目)

コード	勘定科目名	項目 会計区分
5411	賃金	事業・その他会計
5414	法定福利費	以下同じ
5421	旅費交通費	
5422	通信運搬費	
5463	減価償却費	
5463	什器備品費	
5424	消耗品費	
5426	印刷製本費	
5427	表彰費	
5428	食糧費	
5429	賃貸料	
5431	保険料	
5432	諸謝金	
5433	租税公課	
5434	会議費	
5435	支払助成金	
5436	光熱水料費	
5437	委託費	
5438	被服費	
5459	雑役務費	

別表3 管理費(支出費目)

コード	勘定科目名	項目 会計区分
6212	給料手当	法人会計
6214	法定福利費	以下同じ
6218	福利厚生費	
6221	会議費	
6222	渉外費	
6223	旅費交通費	
6224	通信運搬費	
6263	減価償却費	
6225	広告宣伝費	
6226	消耗品費	
6228	印刷製本費	
6231	光熱水料費	
6232	賃貸料	
6233	保険料	
6234	諸謝金	
6235	租税公課	
6237	慶弔費	
6238	支払分担金	
6239	雑費	

金銭の支払、証拠書類について

1. 証拠書類の宛名は[一般社団法人沖縄県サッカー協会]又は[(一社)沖縄県サッカー協会]とすること。
2. 原則、品名・単価・個数を明記した領収書を証拠書類として提出する。(レシート添付・可)
3. 「〇〇一式」のみの請求書や領収書は不可。内容・明細がわかるものを必ず添付すること。
4. 5万円(消費税込)以上の資産(備品等)の購入は事前に業務執行理事会の承認を得ること。
5. 規定された証拠書類の保全・管理・提出に務めること。